

未来投資会議 構造改革徹底推進会合
「健康・医療・介護」会合第2回

(2) データ利活用基盤の構築

②乳幼児期・学童期の健康情報の連携

平成29年11月15日

厚生労働省、総務省、文部科学省

乳幼児期・学童期を通じた健康管理の取組み



妊娠

出産

乳児

幼児

学齢期

市町村

妊娠の届出・
母子健康手帳の交付

妊婦健診

産婦健診

1歳6ヶ月児健診

3歳児健診

予防接種(定期・任意接種)

法定健診以外の乳幼児健診

就学時健診

学校健診

教育委員会
学校

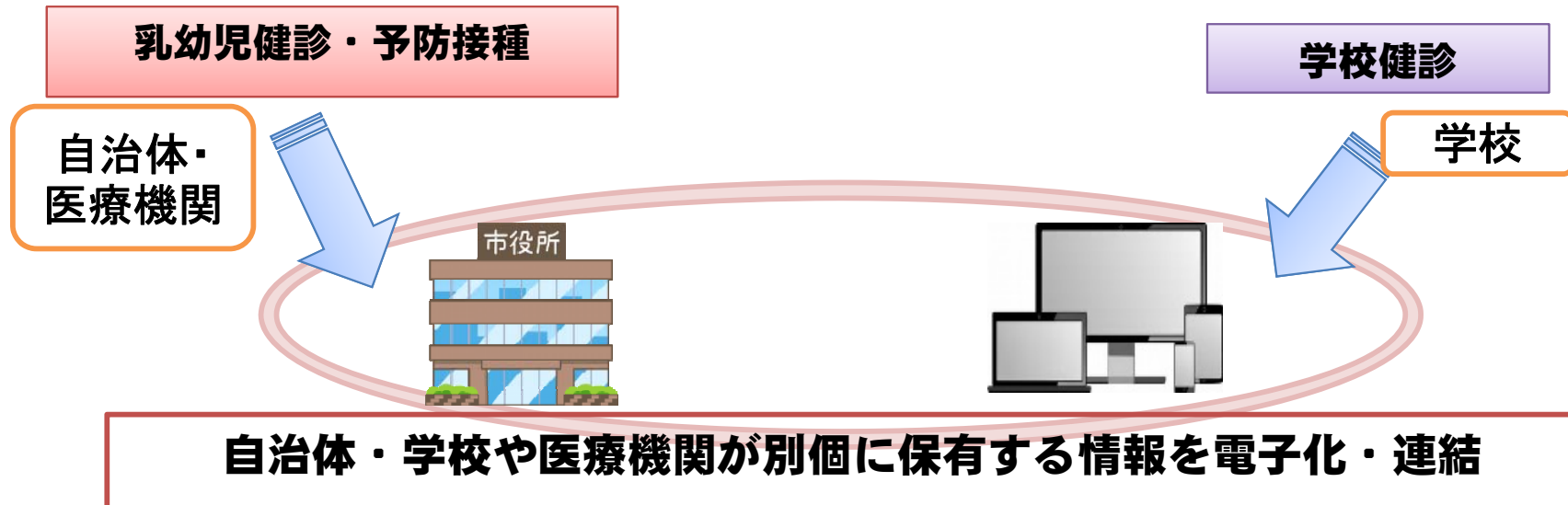
各種健診等のデータの状況

	妊婦健診	乳幼児健診 (法定1歳児半・3歳児)	乳幼児健診 (その他)	就学時健診	学校健診(定期)	定期の予防接種歴
根拠法令等	・母子保健法 ・妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(厚生労働大臣告示)	・母子保健法 ・母子保健法施行規則 ・乳幼児に対する健康検査の実施について(通知)	・母子保健法	・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行令 ・学校保健安全法施行規則	・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則	・予防接種法 ・予防接種法施行令 ・予防接種法施行規則
収集目的	母親の健康の保持及び増進のため。	乳幼児の健康の保持及び増進のため。	乳幼児の健康の保持及び増進のため。	就学を予定している幼児の心身の状態を的確に把握し、義務教育諸学校への就学に当たって、保健上必要な勧告、助言を行うとともに、適正な就学を図るため。	学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため(学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する役割と学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという役割がある。)	法令に基づき定期接種を受けた者の氏名や実施年月日等を記録し、定期接種の適正な実施を図るため。
保有主体	本人、医療機関、一部自治体と共有	保護者、自治体、一部医療機関	保護者、医療機関、一部自治体と共有	市区町村教育委員会、本人、保護者	学校、本人、保護者	市町村
保有方法	いずれもあり(データ化する場合、自治体ごとの判断)	いずれもあり(データ化する場合、自治体ごとの判断)	いずれもあり(データ化する場合、自治体ごとの判断)	いずれもあり(データ化する場合、自治体ごとの判断)	いずれもあり(データ化する場合、自治体ごとの判断)	いずれもあり(データ化する場合、自治体ごとの判断)
様式の統一	なし(大臣告示で望ましい基準を示しているが、様式は自治体ごとの判断)	なし(省令で必須項目を示し、通知で基準及び様式例を示しているが、具体的な様式は自治体ごとの判断)	なし(自治体ごとの判断による)	あり(省令で規定)	なし(マニュアルで例示しているが、具体的な様式は自治体ごとの判断)	なし(定期接種実施要領(局長通知)で例示しているが、具体的な様式は自治体ごとの判断)
他の情報とつなぐ場合の名寄せ方法	自治体ごとの判断による	自治体ごとの判断による	自治体ごとの判断による	氏名・生年月日	氏名・生年月日	氏名・生年月日/マイナンバー/住基番号等
データの送り渡し	原則なし(継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付)	原則なし(継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付)	原則なし(継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付)	あり(市区町村教育委員会が就学先の学校へ送付)	あり(進学・転校の場合、進学・転校先に学校が送付)	あり(転居の場合、転出元が転出先に送付)

乳幼児期・学童期の健康情報の連携(構想イメージ)

<目指すべき方向性>

- 子ども時代に受ける健診、予防接種等の健康情報について、個人の健康履歴として一元的に記録、閲覧を可能とする。
- 引越しや、子どもの成長にあわせて、記録が関係機関間(地域保健→学校保健など)で適切に引き継がれるようにする。
- 健診結果や予防接種歴等の情報を、識別子(ID)等を活用して連結し、ビッグデータとして活用できるようにする。



乳幼児期・学童期を通じた健康情報の管理・利活用

個人の健康情報歴の一元管理 (マイナポータルを活用等)

- ・診療時に健診結果を活用
- ・過去の予防接種歴の確認
- ・災害時等のデータのバックアップ
など

地域において情報を共有し、 関係機関が連携して支援

- ・心身の発育状況等に応じた継続的
支援
など

ビッグ・データとして活用

- ・乳幼児期の健康状態と将来的な疾病リ
スクとの関係分析
- ・地域比較により、自治体が自らの地域
の課題や改善策を研究
など

データ活用基盤の構築に向けた課題・取組

基盤構築に向けた課題

<①乳幼児健診の課題>

- 健診内容や記録方法について、標準化されたフォーマットがない。
- 受診状況や結果を紙台帳で管理している自治体も多い(電子化する人手や予算が不足している、又は、電子化は必要無いと考えている)。

<②学校健診等の課題>

- 就学時健診は様式が標準化されているが、学校健診については、多様な様式が使用されている。また、いずれの健診も電子化は進んでいない。

<③連携に向けた課題>

- 関係機関で情報を連結する仕組みがない。
- 情報連携は個人情報保護条例に抵触する懸念がある。

取組①マイナンバーを活用

- 番号法に基づく自治体間における情報連携
・妊娠の届出に関する情報(被災者台帳作成のため)(母子保健法)
・予防接種の実施に関する情報(予防接種法) 等
- マイナポータルによる各種サービスの利用
<子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)>
・妊娠の届出 等
<お知らせ機能>
・定期接種の案内、乳幼児健診の受診勧奨 等

取組②PHRサービスモデル等の構築 (総務省)

- 近年、クラウドやモバイル(スマートフォン)の普及とあいまって、PHR(Personal Health Record)として個人の医療・介護・健康データを本人の同意の下で様々なサービスに活用することが可能になってきている。
- 平成28年度から、①妊娠・出産・子育て支援、②疾病・介護予防、③生活習慣病重症化予防、④医療・介護連携にかかるPHRサービスモデルの開発及びサービス横断的にデータを管理・活用できる連携基盤(プラットフォーム)の開発を実施中。

(今後の取組み)

- 乳幼児健診等の母子保健情報の市町村におけるデータ化の状況把握のための委託調査及び、乳幼児健診の記録のため標準フォーマット作成に向けた研究を実施。
- 市町村と学校等の関係機関における情報連携のあり方について、関係省庁間での検討。

參考資料

母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付(母子保健法第16条第1項)。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項(省令事項):妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等**
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項(通知事項):妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等**
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加(育児日誌的性格も付加)
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項(省令)及び任意記載事項(通知)の様式改正を行った。→平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

(参考)

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根拠(母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

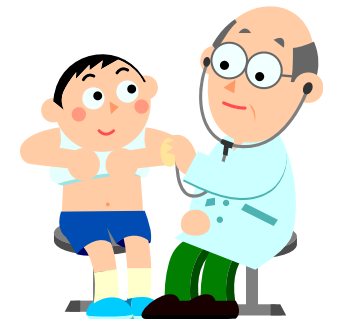
○ 受診人数(受診率) 1,008,449人(95.7%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 1,017,584人(94.3%)

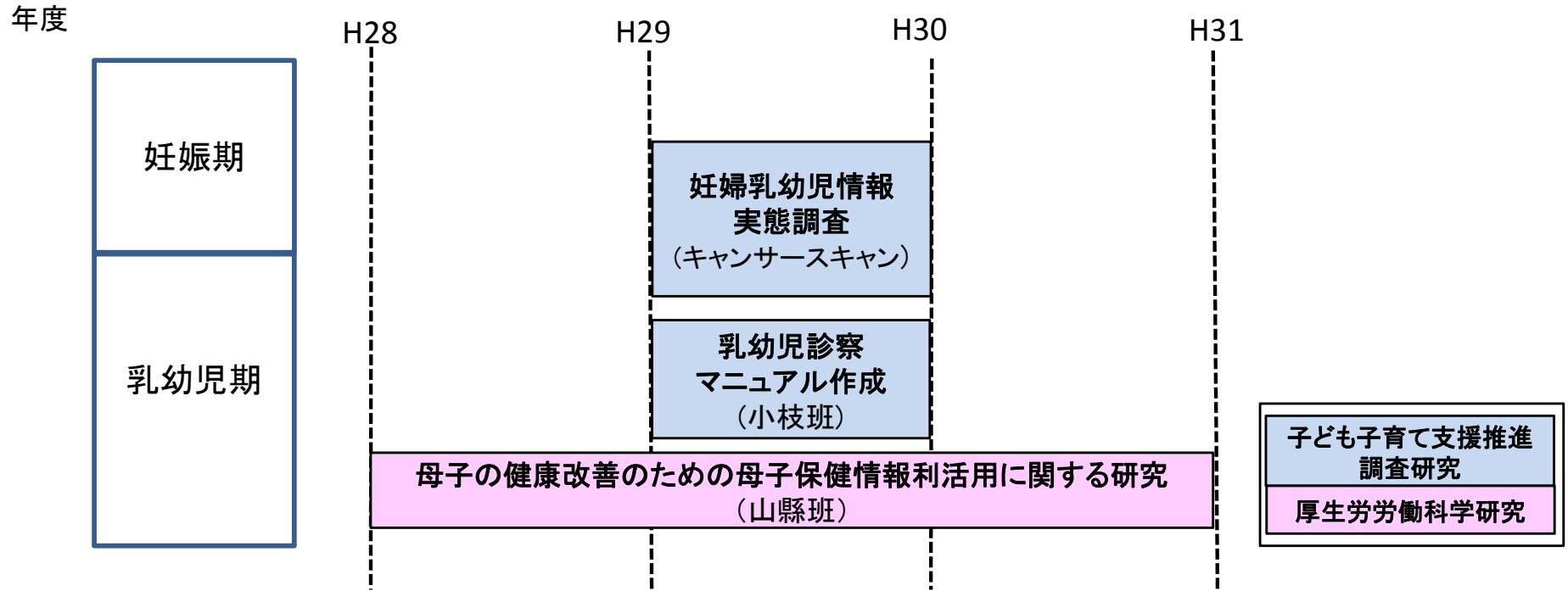


健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。

受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成27年度)による。

データヘルス事業関連研究概略図

(参考)



研究課題名	調査内容	予定成果	進捗状況
妊婦乳幼児情報実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村あてにアンケート調査 妊婦健診に関わる情報の電子化の有無 乳幼児健診情報のデータの把握範囲、電子化の有無、データ提出の可否 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の母子保健システムの電子化状況、妊婦健診、乳幼児健診で保持しているデータ内容の把握 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート送付済み アンケート回収中 H30.2月頃調査結果判明予定
乳幼児診察マニュアル作成	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村あてに乳幼児健診の調査項目をアンケート 使用している健康診査票を回収 実際にとられている健診項目を調査 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診の統一項目案作成(関係団体の合意を含めて) 診察の仕方や記載方法統一のための診察マニュアル作成 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート回収済み 結果分析中 今年度中にマニュアル作成
母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診情報の利活用状況の調査 自治体で調査している乳幼児の健康に関わる項目に関する個人レベルでのデータの収集 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の健康に関わる項目の統一評価票(エクセル)の普及 ビッグデータとしての活用方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 以前にエクセル票配布済み(集団データ提示済み) 個別データ分析中

目的

- 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与する
- 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る

予防接種の実施

○対象疾病

- A類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り）
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、水痘※、B型肝炎※、痘そう（天然痘）※
- B類疾病（主に個人予防に重点。努力義務無し。接種勧奨無し。）
インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症※
※は政令事項。（なお、現在痘そうの定期接種は実施していない。）

○定期の予防接種（通常時に行う予防接種）

- ・実施主体は市町村。費用は市町村負担（経済的理由がある場合を除き、実費徴収が可能。）

○臨時の予防接種

- ・まん延予防上緊急の必要があるときに実施。実施主体は都道府県又は市町村。
- ・努力義務を課す臨時接種と、努力義務を課さない臨時接種（弱毒型インフルエンザ等を想定）がある。

定期接種の対象者

(参考)

平成28年10月以降

A 類疾病

【法律事項】

【政令事項】

【法律事項】

【政令事項】

B 類疾病

対象疾病

定期予防接種対象者：接種時期【政令事項】

ジフテリア・百日せき
急性灰白髄炎（ポリオ）
・破傷風

第1期：生後3月から生後90月に至るまで
第2期：11歳以上13歳未満
(第2期はジフテリア・破傷風のみ)

麻しん・風しん

第1期：生後12月から生後24月に至るまで
第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年

日本脳炎

第1期：生後6月から生後90月に至るまで
第2期：9歳以上13歳未満

結核（BCG）

1歳に至るまで

H i b 感染症

生後2月から生後60月に至るまで

小児の肺炎球菌感染症

生後2月から生後60月に至るまで

ヒトパピローマウイルス感染症

小学6年～高校1年生相当の女子

痘 そう

定期接種は実施していない（生物テロ等により、まん延の危険性が増大した場合、臨時の予防接種として実施）

水 痘

生後12月から生後36月に至るまで

B 型肝炎

1歳に至るまで

インフルエンザ

①65歳以上の者
②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

高齢者の肺炎球菌感染症

①65歳の者
②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

- ※1 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。
- ※2 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象。
- ※3 高齢者の肺炎球菌感染症は、平成30年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。

1. 就学時の健康診断とは

- 市区町村教育委員会が学齢簿を作成し入学通知を行う就学義務と関連して、いわばその**就学事務の一環**として行うもの。
- 学校教育を受けるに当たり、就学予定者の心身の状況を把握し、義務教育諸学校へのはじめての就学に当たって、保健上必要な勧告、助言を行うとともに、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選び出す「**スクリーニング**」の性格をもつ。

2. 内容

- 市区町村教育委員会は、学齢簿作成後の10～12月までの時期に実施する（学校保健安全法施行令第1条）。

就学時の健康診断における検査項目（学校保健安全法安全法施行令第2条）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 栄養状態 | 5 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 2 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 | 6 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 3 視力及び聴力 | 7 その他の疾病及び異常の有無 |
| 4 眼の疾病及び異常の有無 | |

※ 就学時の健康診断票の様式は学校保健安全法施行規則で示している。

- 市区町村の教育委員会は、疾病または異常の疑いが認められる場合は、医療機関への受診を勧め、また、就学義務の免除・猶予、あるいは、特別支援学校への就学に関し指導を行うなど適切な措置をとる（学校保健安全法第12条）。
- 健康診断の結果は保護者へ通知される。
- 健康診断は学校医、学校歯科医等が協力して実施する（学校保健安全法施行規則第22条及び第23条）。
- 健康診断票の保存方法（紙・データ）はどのような形式でも構わない。

3. 関連諸規定について

【健康診断票の送付】

- 市区町村の教育委員会は、就学先の校長に送付（学校保健安全法施行令第4条第2項）。

【健康診断票の保存期間】

- 就学時の健康診断票の保存期間は、各自治体の定めるところによる。

1. 児童生徒等の健康診断とは

- 学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、**子供の健康の保持増進を図る**ために実施するもの。
- 個人を対象とした確定診断を行うものではなく、子供が健康か否か、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選び出す「**スクリーニング**」の性格をもつ。

2. 内容

- 学校では、毎年4～6月の時期に年1回健康診断が行われる（学校保健安全法施行規則第5条）。

児童生徒等の健康診断における検査項目（学校保健安全法施行規則第6条）

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| 1 身長及び体重 | 6 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 2 栄養状態 | 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
並びに四肢の状態 | 8 結核の有無 |
| 4 視力及び聴力 | 9 心臓の疾病及び異常の有無 |
| 5 眼の疾病及び異常の有無 | 10 尿 |
| | 11 その他の疾病及び異常の有無 |

※ 学校での集団予防接種は現在実施されていない。

※ 健康診断票の様式はマニュアルで示しているが、学校の裁量である。

- 健康診断の結果は本人や保護者に通知され、その際に疾病または異常の疑いが認められる場合は、医療機関への受診を勧める（健康診断票に病歴・受診結果等は記載されない）（学校保健安全法第12条）。
- 健康診断は学校医、学校歯科医等が実施する（学校保健安全法施行規則第22条及び第23条）。
- 健康診断票の保存方法（紙・データ）はどのような形式でも構わない。

3. 関連諸規定について

【健康診断票の送付】

- 校長は、児童生徒が進学または転学した場合においては、当該児童生徒の健康診断票を進学先または転学先の校長に送付（学校保健安全法施行規則第8条第2項及び第3項）。

【健康診断票の保存期間】

- 児童生徒等の健康診断票は、5年間保存（学校保健安全法施行規則第8条第4項）。

就学時健診の様式及び学校健診の様式例について

別紙様式1 (用紙 日本工業規格A4縦型)

		小学生						中学生		
学年	学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3
学級	番号									
番号										

第1号様式(用紙 日本工業規格A4縦型) (第4条関係)

就学時健康診断票

就学 予定者	氏名	性別	男	女	健康診断 年月日	氏名	氏名
	生年月日	年月日	年齢		現住所	就学予定の 保護者と 関係	
	現住所						
主な既往症							
予防接種 ポリオ BCG 3種混合 (百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻疹Ⅰ期・Ⅱ期 風しんⅠ期・Ⅱ期 日本脳炎 Hib 肺炎球菌 水痘							
栄養状態	栄養不良	耳鼻咽喉疾患					
	肥満傾向						
注	皮膚疾患						
視力	右	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()
聴力	右	その他の歯の疾患及び異常					
	左						
眼の疾患及び異常							
その他の疾病及び異常							
担当医師所見							
担当歯科医師所見							
事後措置	治療結果						
	就学に関し保健上必要な助言						
備考							

教育委員会名

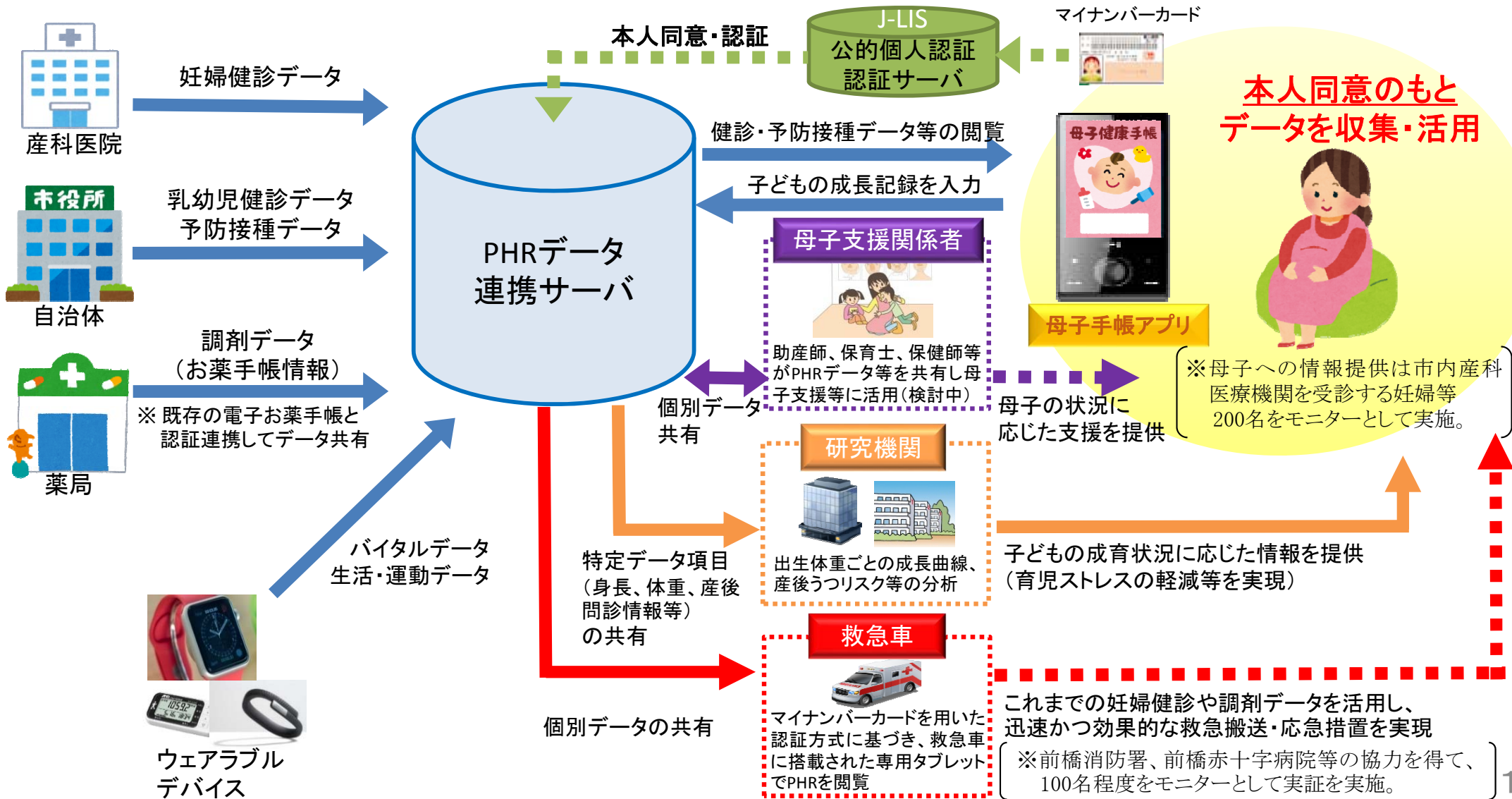
児童生徒健康診断票 (一般) 小・中学校用

氏名		性別	男	女	生年月日	年	月	日	
学校の名称									
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
年度									
身長 (cm)	-	-	-	-	-	-	-	-	
体重 (kg)	-	-	-	-	-	-	-	-	
栄養状態									
脊柱・胸郭・四肢									
視力	右	()	()	()	()	()	()	()	
	左	()	()	()	()	()	()	()	
眼の疾患及び異常									
聴力	右								
	左								
耳鼻咽喉疾患									
皮膚疾患									
結核	疾病及び異常								
	陰陽区分								
心臓	臨床医学的検査 (心電図等)								
	疾病及び異常								
尿	蛋白第1次								
	糖第1次								
	その他の検査								
その他の疾患及び異常									
学校医	所見								
	月日	-	-	-	-	-	-	-	
事後措置									
備考									

(総務省事業) 妊娠・出産・子育て支援PHRモデル (前橋市) の概要

(参考)

- 自治体保有の乳幼児健診、予防接種に関するデータ、産科医院の妊婦健診に関するデータ、お薬手帳のデータ、妊婦本人のバイタルデータ等をPHRとして収集し、関係者で共有・活用することで、**母子への効果的な健康支援、迅速な救急医療の実現、データ二次利用による疾病予防研究への活用を実現。**
 - 四者協(日本小児科学会、日本小児保健協会、日本小児科医会、日本小児期外科系関連学会協議会)と協力しPHRに最低限必要なデータ項目(ミニマムデータセット)についても検討。
 - 平成30年度は構築したシステム・アプリを利用し、実際の病院、妊産婦等の協力を得てフィールド実証を実施。
- ※ 本PHRモデルにおいて仮に学校健診情報を取り入れる場合は、校務システムと連携を行う方法と本人が自ら入力する方法が考えられる。



- 近年、クラウドやモバイル（スマートフォン）の普及とあいまって、PHR（Personal Health Record）として個人の医療・介護・健康データを本人の同意の下で様々なサービスに活用することが可能になってきている。
- 平成28年度から、①妊娠・出産・子育て支援、②疾病・介護予防、③生活習慣病重症化予防、④医療・介護連携にかかるPHRサービスモデルの開発及びサービス横断的にデータを管理・活用できる連携基盤（プラットフォーム）の開発を実施中。

(H28当初:3億円、H28補正:6億円、H29当初:1億円)

